

「児童ポルノ禁止法・改定案」成立に待った!!

狙われたのは、
あなたの本棚です!

1年以下の懲役
又は100万円
以下の罰金

Q どんな本を持っていると
禁止・処罰の対象になるのですか?

A よくわかりません。
児童ポルノの定義はあいまいなままです。

*「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、性欲を興奮させ又は刺激するもの」など、定義があいまいなまま処罰対象だけが拡大しています。「みだりに」「性的好奇心を満たす目的で」という所持の要件も漠然としています。

Q 昔のグラビア雑誌や写真集も対象と
なりますか?

A その通りです! ただ、そこまで対象とする
理由は、よくわかりません。

*本棚の片すみに忘れられていた本も処罰の対象となります。別件逮捕などの不当捜査や冤罪の危険性が法曹界からも指摘されています。そうしたことを危惧するあまり、本来必要のない本の処分が進められる恐れもあります。

Q でも、漫画やアニメは大丈夫なんですよ?

A ……わかりません。「検討」の対象と
することが明記されています。

*改定案には、児童の権利侵害と漫画・アニメとの関連性を調査研究し、3年後に必要な措置をとるという付則が設けられています。漫画・アニメが規制対象となることは時間の問題とも言われています。表現の萎縮が強心配されます。

Q なぜ、漫画・アニメの規制が、
児童の権利保護につながるのですか?

A よくわかりません。不当な表現規制では
ないかとの批判が高まっています。

*性的虐待や搾取から子どもたちを守るといのがこの法律の本来の目的です。その趣旨には全面的に賛同しますが、被害児童が存在しない漫画・アニメを規制の対象にすることがなぜその目的にかなうことになるのか。理解に苦しみます。

私たちは、
児童ポルノ禁止法の
改悪に反対します。

「単純所持禁止・処罰」条項と
「漫画・アニメを検討の対象とする」付則の
削除を強く求めます。